

## 質問回答

NO.	質問	回答
1	入札説明書 3. 競争参加資格について 共同事業で提案を行う場合、全ての事業者が(1) - (5)で示される要件を満たす必要があるのでしょうか。例えば、共同事業体のうち1社が(4)の条件を満たさない場合は、共同事業体を結成することは難しいのでしょうか。	入札に参加いただく業者のみ、入札説明書でお示ししている要件を満たせば問題ございません。
2	入札説明書 3. 競争参加資格について 本業務を再委託する場合、再委託事業者や外部協力者(個人専門家を想定)はそれぞれ3. で示される競争参加資格を満たす必要があるのでしょうか。	再委託事業者や外部協力者は入札説明書でお示ししている競争参加資格を満たす必要はございません。
3	入札説明書 3. 競争参加資格について 再委託事業者、外部協力者が3. で示される競争参加資格を満たす必要が無い場合、どのような参加資格が必要になるのでしょうか。	再委託事業者や外部協力者について、こちらから指示する資格等を有する必要はございませんが、入札説明書12.(7)でお示ししているとおり、再委任等には環境省の承諾が必要です。
4	入札説明書 12. その他(7)再委任等の制限について 「様式7に定める書面により申請し、環境省の承諾を得たときはこの限りではない。」とありますが、環境省の承認は提案書提出期限前に得る必要があるのでしょうか。	再委託の承諾申請は契約締結後に申請いただきます。
5	入札説明書 12. その他(7)再委任等の制限について 再委託の承認を得る条件として、入札説明書・別紙2. 「暴力団関係」以外にどのような条件があるのでしょうか。	再委任の可否は再委任等承諾申請に再委任する業務の範囲や経費、理由等をご記載いただいた上で判断させていただきます。
6	入札説明書 様式8について 当該様式は、再委託を行う場合において、再委託先が提出する書類であると理解しておりますが、その理解でよろしいのでしょうか。	ご認識のとおりです。
7	入札説明書 様式8について 「個人情報の取扱いに係る業務を再々委託する場合は体制図にその旨明記してください。」とありますが、資本関係にある関連会社や外部協力者等が「再々委託先」となる場合において、彼らが本業務の学識経験者等へのヒアリングを行う場合は、「個人情報の取り扱いに関わる業務」にあたるという理解でよろしいのでしょうか。	学識経験者等へのヒアリングにおいて、予め個人情報を保有した場合、またヒアリングの結果として個人情報を保有するに至った場合は、「再々委託先」である資本関係にある関連会社や外部協力者等は「個人情報の取り扱いに関わる業務」を行ったこととなります。
8	入札説明書 様式8について 2)の場合、個人等の外部協力者や再委託事業者を個人情報管理責任者として届け出る必要があるという理解でよろしいのでしょうか。	個人等の外部協力者や再委託事業者を個人情報管理責任者として届け出る必要はございません。(様式6)
9	仕様書 3. 業務の内容(3)対外的に発信するための資料の作成について 作成資料の言語は「日本語」の想定でよろしいのでしょうか。	ご認識のとおりです。
10	仕様書 5. 成果物について 文献調査で用いた国外の文献は全て「②業務資料集」に添付するという理解ですが、言語が日本語以外の場合、全てのページを日本語に翻訳する必要があるのでしょうか。	原文を翻訳せずに添付いただくとともに、業務を実施する上で翻訳を行った箇所については、翻訳文も添付いただきます。

11	<p>仕様書（別添4） 2. 業務の実施方法について  （1）文献調査の業務内容、（2）学識経験者等へのヒアリング調査の（作成注）に「複数の事項を提案する場合はそれぞれA4版1枚以内ずつとする。」とありますが、調査事項（例えば、1）環境保全措置の技術的手法、2）洋上風力発電に起因する環境影響（騒音、生物影響（複数）、景観、人触等）各々の調査・予測・評価や事後調査の技術的手法）を、それぞれの事項として提案する事を想定されているのでしょうか。</p>	<p>入札説明書（別添4）の「提案書作成様式」について回答いたします。本業務において、注釈として記載しております「複数の事項」とは、御提案いただく事項のことです。追加で整理する事項がある場合は、追加される事項ごとA4版1枚以内でご提案いただくことを想定しております。</p>
12	<p>仕様書（別添4） 5. 組織の実績 注5 について  実績を証明するものとして、「契約書写し、注文・請書写し（下請の場合のみ）」とありますが、契約の秘密保持事項に抵触し、添付できない場合は、どのように証明書を提出すればよいのでしょうか。</p>	<p>提出可能な証明書類を御提出ください。ただし、提案書審査において、類似業務（国内外の洋上風力発電に係る環境影響評価に関する技術調査業務）の実績と判断されない可能性はございます。</p>
13	<p>契約書（案）（検査及び引渡し）第7条について  本業務は請負業務のため、精算業務とは異なり、業務終了時に担当者別の業務日誌等の提出は不要と理解しておりますが、その理解でよろしいのでしょうか。</p>	<p>提出を求めることはございません。</p>
14	<p>別添4、「5. 組織の実績」の「注2」において業務名を10件まで記載可能とされていますが、同一顧客から複数年にわたり同等の業務を受注している場合、それらを1件としてまとめてよろしいのでしょうか（契約書等は各年度のものをすべて添付し、業務名と紐づけることを想定しています。）。  また、その場合業務名は適宜わかりやすく、実態を反映したものに編集してよろしいのでしょうか。</p>	<p>問題ございません。</p>
15	<p>別添4、「5. 組織の実績」の「注5」において「実績を証明するものとして、契約書写し、注文・請書写し（下請の場合のみ）を添付すること。」とありますが、発注元が民間企業の場合、企業名やプロジェクト地点名は黒塗り等を施してよろしいのでしょうか。</p>	<p>黒塗り等を施した証明書類を御提出いただいても構いませんが、提案書審査において、類似業務（国内外の洋上風力発電に係る環境影響評価に関する技術調査業務）の実績と判断されない可能性はございます。</p>